

放送番組の同時配信等に係る 著作隣接権の権利処理について

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター（CPRA）

放送番組におけるレコードや実演の利用

- ▶ 放送番組では大量かつ多様なレコードや実演が利用されており、同時配信等を実施する場合にも原則として権利者からの許諾が必要。
- ▶ 仮にこれらの権利処理を個別に行えば、放送局に膨大な労力とコストが発生するが・・・？
 - 日本ではこれらの権利処理の円滑化とクリエイターへの対価還元を実現する制度が構築されている！

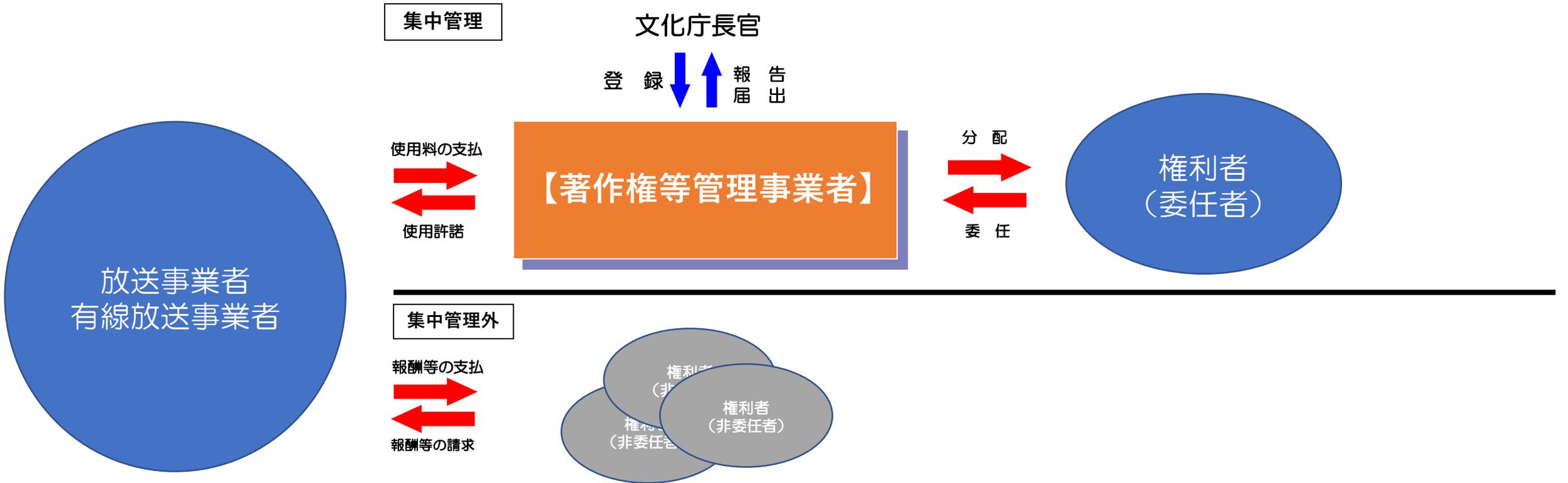
① 著作権等管理事業者による集中管理

報酬請求権化

② 集中管理されていないレコードや実演の権利処理円滑化措置

※令和3年の著作権法改正による

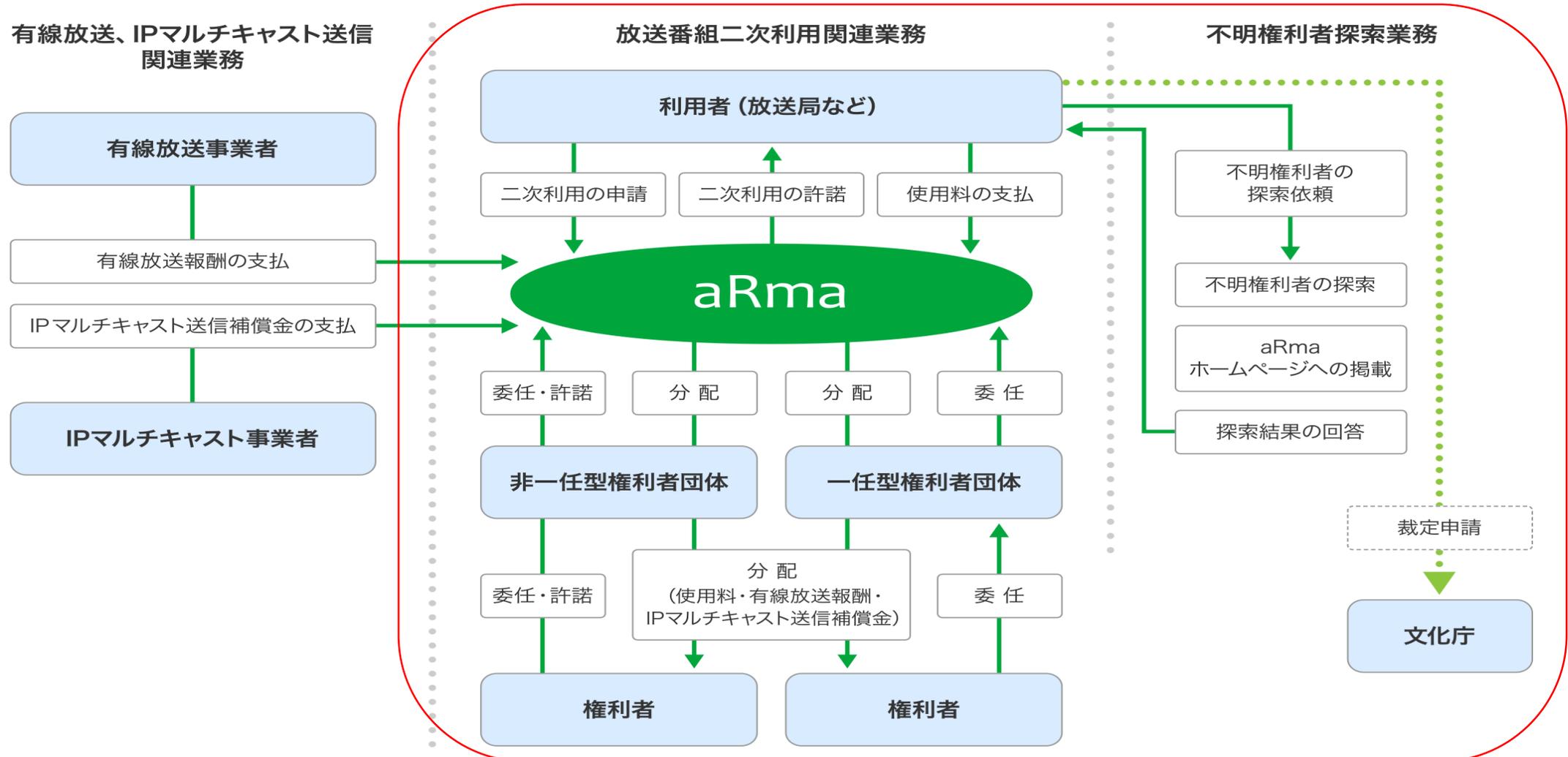
放送番組の同時配信等に関する集中管理（音楽）



- レコード製作者の権利は日本レコード協会が、レコードに収録された実演（レコード実演）の権利はCPRAが著作権等管理事業者として集中管理を行っている。
※音楽著作権については、JASRACやNexToneが集中管理を実施
- 日本レコード協会とCPRAは、放送事業者に包括的に利用を許諾しているため、放送事業者は利用の都度許諾を取る必要が生じない。
- 日本では大半のレコードと実演が集中管理されているが、集中管理外のものを利用する場合にも原則として報酬等を支払う事で利用できる制度が措置されている。

放送番組の同時配信等に関する集中管理（映像実演）

▶ 放送番組に出演する実演家の権利処理についても、映像コンテンツ権利処理機構(aRma)による一元的な集中管理が実現している。aRmaは不明権利者の探索業務も実施している。



デジタル時代の放送の在り方を検討するにあたって

- ▶ デジタル時代の進展に伴い、同時配信等の新たなサービスが展開されていくことは、権利者にとっても、クリエイターへの対価還元機会を増大することから歓迎すべき事と捉えている。

→ 新たなサービスに対応するための管理範囲拡大や、試験的な同時配信等の実施への特例的な対応(無償許諾)などの支援を実施してきた

- ▶ ただし、これは新たなサービスにおける「適正な権利処理」が前提である。新たなサービスでの収入見込みが不透明であること等を理由として、所定の使用料相当額を支払わないといったことが生じない様に留意する必要がある。

 「適正な権利処理」を前提として、デジタル時代の放送の在り方を検討していくことが重要である。

参考：いわゆる「フタかぶせ」問題について

- 同時配信等の実施時に発生する「フタかぶせ」の原因は以下の様に説明されていた。

①権利者から許諾が得られなかった

(例：使用料額で合意できなかった、第三者に既に独占的な許諾をしていた)

②権利者から許諾が得られているのか不明確であった

(例：契約時に同時配信等に利用することを明示していなかった)

※文化庁「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する制度改正等について(報告書)より」

- ①は、制度的な課題ではなく単なる契約の問題である。②についても、令和3年の著作権法改正により、推定許諾等の権利処理円滑化措置が導入されたことに加えて、同時配信等を予め想定した番組制作体制の整備が進んだことで解消されている。

➡ 制度的な課題に起因する「フタかぶせ」は生じていない